

# 附属機関等の設置及び運営等に関する指針

令和4年4月

川 口 市

# 目 次

1	目 的	1	P
2	対 象	1	P
3	附属機関等の設置	1	P
4	附属機関等の見直し	1	P
5	委員の選任	1	P
6	委員の報酬等	2	P
7	附属機関等の運営	2	P
8	委員の公募	2	P
9	会議の公開	2	P
10	その他	2	P
11	適用期日	3	P

# 附属機関等の設置及び運営等に関する指針

## 1 目 的

この指針は、附属機関等の運営等に関し、法令に定めがあるときを除き、準拠すべき基本的事項を定めることにより、附属機関等の適正かつ公正な運営を図り、市政に対する市民の理解を深め、市民主体の市政推進に資することを目的とする。

## 2 対 象

この指針において「附属機関等」とは、川口市市民参加条例（平成24年条例第16号）第2条第10号に規定する「附属機関等」をいう。

## 3 附属機関等の設置

附属機関等の設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 設置目的及び所掌事務を明確にし、他の手段等により代替可能かどうかを検討の上、真に必要なものであること。
- (2) 目的達成時期が明らかなものにあつては、廃止期日を明示すること。

## 4 附属機関等の見直し

既存の附属機関等であつて、次のいずれかに該当するものについては、廃止し、又は統合するものとする。

- (1) 設置目的が既に達成されているもの
- (2) 社会経済情勢や市民ニーズ等の変化により、著しく必要性が低下したものの
- (3) 活動が著しく不活発なもの
- (4) 他の手段等により代替可能なもの
- (5) 設置目的及び所掌事務が他の附属機関等と類似し、又は重複しているもの

## 5 委員の選任

附属機関等の委員の選任に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 当該附属機関等の設置目的を踏まえ、従来の枠に捉われることなく、広く各界各層から適切な人材を選任すること。

- (2) 附属機関等の委員数は15人以内であること。ただし、法令に定めがある等特別な事情があるときは、この限りでない。
- (3) 本市職員を委員に選任しないこと。ただし、法令、その他の規程に定めがあるとき又は附属機関等の性質に照らしやむを得ないときは、この限りでない。
- (4) 委員の兼任は、3附属機関等以内を原則とすること。
- (5) 委員の再任は、連続2期までを原則とすること。
- (6) 委員定数の35%を目標に女性委員を選任すること。
- (7) 委員の年齢制限を75歳までとし、委員の任期中にこの年齢を越えないこと。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

## 6 委員の報酬等

社会経済情勢並びに特別職の報酬等の改定を参考に、適宜見直しを行うこと。

## 7 附属機関等の運営

- (1) 審議事項等に応じて開催すること。
- (2) 宿泊を伴う視察は、原則として実施しないこと。

## 8 委員の公募

市民の市政への参加の機会を拡大するため、附属機関等の設置目的及び所掌事項を考慮し、可能な限り市民から公募するものとし、定員の1割以上を公募委員とするように努力する。なお、委員公募にあっては、市政への参加の機会を拡大するという趣旨から75歳までの年齢制限は設けないこととする。

## 9 会議の公開

市政への市民参加を推進し、審議等の透明性の向上を図るため、附属機関等の会議は原則として公開とする。

## 10 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

## 11 適用期日

この指針は、令和4年4月1日から適用する。